

議案第 8 1 号

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 公衆浴場における設備の点検等の措置及び構造設備に係る基準を変更し、
混浴を可能とする年齢の上限を引き下げるとともに、規定の整備を図る必要がある
ので、本案を提出する。

世田谷区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

世田谷区公衆浴場法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する」を「規則で定めるところにより消毒を行う」に改め、同号の次に次の1号を加える。

の2 調節槽を使用するときは、調節槽内部の状況について随時点検するとともに、1週間に1回以上の消毒及び1年に1回以上の清掃を行うこと。

第4条第1項第11号中「前2号」を「前3号」に改め、同項第13号中「手ぬぐい」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」の次に「（かみそりを除く。）」を加え、同項第14号中「10歳以上」を「7歳以上」に改め、同項第29号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第34号ア中「ろ過器は十分な」を「ろ過器を使用する場合は、十分な」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(34)の2 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

第4条第1項第37号及び第39号中「する」を「設ける」に改め、同条第2項第1号タ中「日出時」を「午前6時」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1項第13号、第29号、第34号ア、第37号及び第39号の改正規定並びに同条第2項第1号タの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第34号の2の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に営業施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。